



羅 針 盤



2026年3月、4月号



角館

皆様のご協力で確定申告も無事終わられました。ありがとうございました。

さて、目の前の業務に追われ落ち着いてみれば、アメリカとイランの紛争の影響で狂乱物価が懸念されています。愚かな指導者が庶民を苦しめるとい歴史は未だ解決されない人類の課題です。

今年も大企業は4年連続で大幅な賃上げを実行しましたが、中小企業の経営者は悩ましい限りです。人件費対策として生成AIの活用も検討すべきです。生成AIは、情報収集や分析、議事録作成、問い合わせ対応など多岐の分野で業務効率が見込めます。その反面、過度にAIに依存することの危険性も認識が必要です。ある会社は、新入社員に対

して「AI使用禁止令」を出したそうです。基礎的な知識・能力が身につけていない新人が、AIを使い間違いだらけの成果物を提出してきて、社長は危機感を持ったようです。AIは優秀な人が使えば圧倒的に業務効率が向上しますが、そうでない人が使えば重大な事態を招きかねません。最終責任者は人間なのです。

本年の世界幸福度ランキング、日本は61位でG7諸国最下位でした。皆が成功を望んでも量的に限界がありますが、幸福は人それぞれなので限界はありません。混迷を深める今こそ自分にとっての幸福を改めて考えたいものです。



知っておきたい税知識

テーマ 「少額減価償却資産 特例の拡充」

事業年度の途中に令和8年4月1日を含む法人は要注意です！同一事業年度内で新旧基準が混在する法人は、資産ごとの取得日に応じた個別管理が必要ですね。



令和8年度税制改正大綱では物価高への対応や就業調整の対応など多くの見直しが予定されています。今回の改正は、中小企業経営者にとって、とても重要な改正になっています。そのなかから中小企業および個人に関する少額減価償却資産特例の改正について確認しておきましょう。

「30万円未満の資産は全額経費にできる！」の特例は、なじみのある節税対策だと思います。

昨今の物価上昇を踏まえ、対象となる減価償却資産の取得価額の基準が**40万円未満**に引き上げられます。

通常の減価償却と一括償却との違い

制度ごとに償却資産税の取り扱いが異なります。

取得価額	会計処理方法	償却方法	償却資産税の申告
10万円未満	少額減価償却資産（原則）	取得時に全額償却	不要
10万円以上20万円未満	一括償却資産	3年均等償却（1/3ずつ）	不要
10万円以上40万円未満（改正後）	少額減価償却資産（特例）	取得時に全額償却	必要
40万円以上	通常の減価償却	耐用年数に応じて償却	必要

従業員数の要件が厳格化

「常時使用する従業員」にはパートやアルバイトも含まれます。

項目	改正前	改正後
従業員数要件	500人以下	400人以下
特定法人（組合等）	300人以下	変更なし



適用期限が3年延長

本特例は時限措置であり、延長が繰り返されてきました。引き続き時限措置としての延長です。

項目	改正前	改正後
適用期限	令和8年3月31日	令和11年3月31日



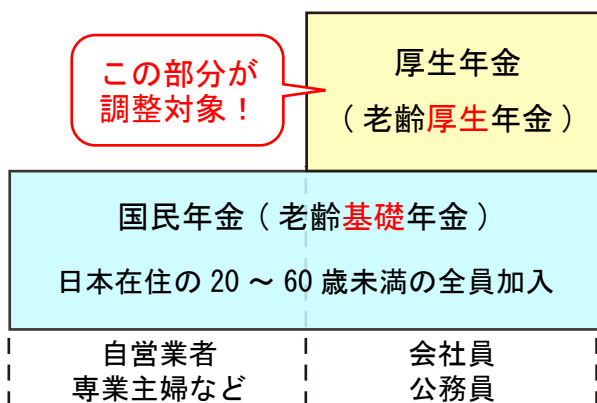
資産運用・活用 ～在職老齢年金～

平均寿命・健康寿命が延びる中、働き続けることを希望する高齢者が増えていますね。また、人材確保・技能継承等の観点から、高齢者の活躍を求める世の中のニーズも高まっています。

年金を受給しながら働くと気になるのが「在職老齢年金制度」。2026年4月から支給停止基準額が変更になります。仕組みを再度確認していきましょう。

✦ 調整対象の年金や収入

収入があることによって調整されるのは**老齢厚生年金のみ**です。



また、調整の対象となる収入は、**厚生年金保険の適用事業所から受ける給与・賞与のみ**です。勤務先が厚生年金の適用事業所でない場合や雇用形態などの事情で厚生年金に加入していない場合も、調整の対象となりません。調整の対象とならない収入例は下記の通りです。

- ・遺族厚生年金 ・障害厚生年金
- ・個人事業主として得ている収入
- ・株の売買 など

※老齢基礎年金は減額されません。

※支給停止される額の計算は、月額単位です。

※賃金と老齢厚生年金を合わせた金額が支給停止基準額（2026年3月までは51万円）を超えた部分の1/2が支給停止されます。

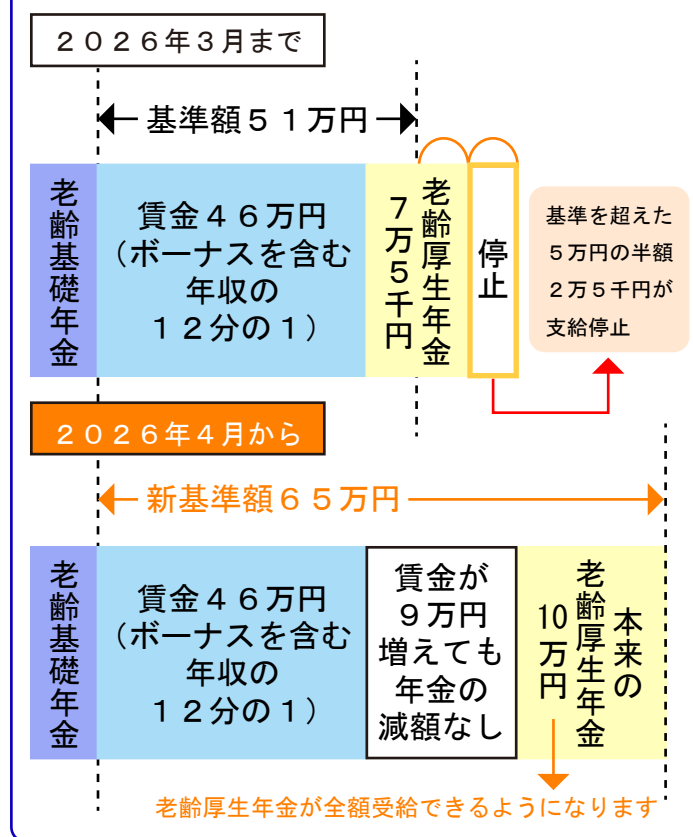
※基準額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。

65万円を超えても、実際に支給される年金額と賃金の合計額はなだらかに増加する仕組みです。

✦ 在職老齢年金制度の見直しについて

高齢者の活躍を後押しし、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、2026年4月から在職老齢年金制度の支給停止基準額が**51万円から65万円に増加**します！

【例】賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ



高齢者の活躍を求める声は多いです！年金も受給しながら働き続けていきましょう♪



● 今月・来月の税務

3月

- * 16日 提出期限 ～以下の確定申告～
 - ・個人事業者の所得税
 - ・個人事業者の個人事業税及び市県民税
 - ・贈与税
- * 31日 提出期限
 - ・個人事業者の消費税の確定申告

4月

- * 30日 納付期限
固定資産税（都市計画税）の第1期分、全期前納

所得税・消費税の振替納税を利用されている方は、下記の期日に納税額が引き落とされます。

預貯金残高不足などの理由で口座からの引き落としができないと、**延滞税**がかかる場合があります。予め残高の確認をお願いします。

- * 4月23日 所得税の納付（振替日）
- * 4月30日 消費税の納付（振替日）

● お知らせ

教育資金贈与非課税制度が3月末終了

この制度は・・・

30歳未満の方が、直系尊属（祖父母など）から、**金融機関等との一定の契約に基づき教育資金に充てるために贈与**を受けた場合、1500万円まで贈与税が非課税になります。

ただし、

- ・贈与者（祖父母等）が死亡した場合
- ・金融機関等との契約終了時

拠出額から教育資金支出額を控除した額（使わなかった額）に相続税または贈与税がかかるので注意が必要です。



あとかき

当事務所で一番の繁忙期と言われている確定申告を初めて経験し、過ぎ行く時間の速さに驚きました。皆様の多大なるご協力により、無事に申告を終えることができました。誠にありがとうございました。皆様にご報告できますよう、現在、関係書類の整理を進めておりますので、今しばらくお待ちください。



3月も終わろうとしています、やっと春らしい気候になってきました。寒さ、暖かさが行ったり来たりで体調を崩さないようご注意ください。

春は卒業、入学シーズンです。街には新入生、新社会人が見られ、あの初々しさは“がんばって”と応援したくなり、つつい気になって見てしまいます。

我が家では二人の子供が卒業を迎えました。巣立っていく子供たちの純粋な涙は清々しいですね。



すべての子供たちに元気に歩いて行ってほしいと願いながら成長した子供たちの姿をほほえましく眺めていました。

春はいいですね。

発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合